

神奈川県農業公社（農地中間管理機構）に農地を貸し出した
地域・農業者には市町村から協力金が交付されます
～令和元年度機構集積協力金の交付単価（神奈川県）～

地域に対する支援

① 地域集積協力金

実質化した人・農地プランが策定されている地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

(1) 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

◆ 交付要件

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

◆ 交付単価

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

■ 機構の活用率

$$\frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

■ 交付対象面積

$$\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ - \text{貸付期間6年未満の貸付面積}$$

(2) 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

◆ 交付要件

次のいずれかを満たすこと。（事業実施の翌々年度まで）

- ①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

◆ 交付単価

	機構の活用率	上限額
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

農地の出し手に対する支援

② 経営転換協力金

◆ 交付対象者

- ①農業部門の減少により経営転換する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続人で農業経営を行わない者

◆ 交付単価

	交付単価	上限額
2019～21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022・2023年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※1
経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止されます。

※2
2022・2023年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。

◆ 交付要件

農地中間管理機構に対し、全ての農地を10年以上貸し付けること

(注)①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地中間管理機構に貸し付けなくても構いません。

(注)2019年度については、県単事業による経営転換協力金が交付されます。交付単価は0.75万円/10a、交付要件における貸付期間は5年以上となります。

●新たに担い手に貸し出される面積が大きい地域や個人を優先して、予算の範囲内で交付します。

●要件を満たさなくなった場合(機構への貸出しを途中でやめる場合など)、交付済みの協力金の返還が生じる場合があります。

●このほかにも要件がありますので、詳細は次の連絡先又はお住まいの市町村役場農政担当課までお問い合わせください。

神奈川県環境農政局農政部農地課農地活用グループ

TEL 045-210-4475(直通)